

ままのわミニセミナー“災害編”を開催します!

災害への備えは足りていますか? 小さなお子さんがいるご家庭など、災害時の備えや避難の仕方にも悩まれるかと思えます。災害はいつ起こるか分かりません。災害が起こる前に子どものためにできることを一緒に確認しましょう。

- ◆日時 8月27日(土) 9時40分～12時(受付9時30分～)
- ◆場所 保健センター
- ◆内容
 - ・赤ちゃんとお過ごし災害時のポイント 講師: NPO法人 首都圏防災士連絡会 防災士
 - ・子どもを守る防災対策 講師: 防災対策課
- ◆対象 妊婦、妊婦の夫、おおむね3歳までのお子さんがある家庭(託児なし)
- ◆定員 40人(申込順)
- ◆費用 無料
- ◆申込方法 電話または申込フォームにて
- ◆その他 後日、オンデマンド配信を予定しています。視聴を希望する方は、申込フォームからお申し込みください。



▲申込フォーム



申込み・問合せ 保健センター ☎(25)1725 FAX(25)1865

8月から使える 子ども医療費助成受給券を発送しました

8月1日から使える「子ども医療費助成受給券」を高校生相当年齢の子ども(以下「高校生等」)分を含めて発送しました。なお、高校生等がいる世帯の受給券の発行には申請が必要です。対象となる高校生等の保護者には5月下旬に申請書を送付していますので、申請していない方は同封の返信用封筒で返送してください。

高校生相当年齢以下の子ども医療費

対象	市内に住民登録がある高校生相当年齢の方 ※就職し保護者の扶養から外れた場合や婚姻した場合は対象外	市内に住民登録のある0歳～ 中学3年生の方	
受診年月	令和6年4月～7月	令和6年8月～	—
助成方法	医療機関で支払い後、市に申請することで助成額を口座に振り込み	医療機関で健康保険証と子ども医療費助成受給券を提示し、自己負担額を支払う ※発行には申請が必要	医療機関で健康保険証と子ども医療費助成受給券を提示し、自己負担額を支払う
自己負担額	入院1日300円、通院1回300円、調剤は無料(市町村民税所得割非課税世帯は入院・通院ともに無料)。同月内・同一医療機関で受診する場合、入院は11日目以降、通院は6回目以降の自己負担額は無料		

※住民税が未申告の場合は、受給資格等が確認できないため、助成(受給券発行を含む)ができません。必ず住民税の申告をしてください。なお、令和6年度の所得と住民税額を証する書面の提出が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※医療機関で支払い後に、市に助成を申請する場合、申請期限は支払日から2年以内です。

休日・夜間の適正受診にご協力をお願いします

休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。軽症の患者さんの受診が増加すると、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたす場合があります。

日頃から、信頼できる「かかりつけ医」を持ち、平日の受診にご協力ください。

問合せ 子育て支援課(8階) ☎(20)1573 FAX(20)1606